

大村市告示第131号

次の書類は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び大村市税条例（昭和25年大村市条例第25号）第11条の規定により公示送達をする。

なお、この公示送達に係る書類は、財政部税務課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年7月13日

大村市長 園田裕史



書類の名称	送達を受けるべき者の氏名又は名称
令和8年度固定資産税・都市計画税納税通知書	亡前田新市相続財産法人
	亡溝口澄宏相続財産法人
	亡岡富笑子相続財産法人
	亡橋口ヨシエ相続財産法人
	亡橋口良則相続財産法人
	亡溝口國雄相続財産法人
	亡中村義昭相続財産法人
	亡江川幸雄相続財産法人
	亡山本喜惣治相続財産法人
	亡福嶋宏相続財産法人
	亡井上勝相続財産法人
	亡下田清次相続財産法人
	亡村山アサ子相続財産法人
	亡川下孝相続財産法人
	亡中島福松相続財産法人
	亡富島サダ子相続財産法人

書類の名称	送達を受けるべき者の氏名又は名称
	亡安本永基相続財産法人
	亡川崎正行相続財産法人
	亡田中征治相続財産法人
	亡川内勝秀相続財産法人
	亡松永剛相続財産法人
	亡高野哲相続財産法人
	亡大島清通相続財産法人
	亡久田純司相続財産法人
	亡山口竹一相続財産法人
	亡本山政数相続財産法人
	亡渡部紀久益相続財産法人
	亡橋本晃一（2名共有）相続財産法人
	亡金井一義相続財産法人
	一瀬 三亀
	北川 種三
	近藤 捨
	本川 與四郎
	今里 駒三郎
	有限会社ナカムラポートリー
	株式会社女都産業
	山崎 敏夫
	松山 英輔

（注意事項）

地方税法第20条の2の規定により、この掲示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。